

◇ 原 田 幸 長

○議長（清水満） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位 2 番、議席番号 6 番、原田幸長議員を指名します。原田幸長議員。

〔6 番 原田幸長 登壇〕

○6 番（原田幸長） 議席番号 6 番、原田幸長です。通告に従い質問をさせていただきます。

道路破損等の通報システムの導入についてお聞きします。

道路上の事故に関わる示談及び損害賠償額の決定の専決処分の報告が先の議会で 2 件ございました。1 件はグレーチングの跳ね上がり、もう 1 件は道路に空いた穴が原因でした。このような事故を少しでも減少させるために、町民による通報システムの導入を提言させていただきます。

道路パトロールを定期的を実施され、道路延長に対し担当する職員のマンパワーの面からどうしても不十分になっているのではないのでしょうか。発見した町民から速やかに報告してもらい、速やかに対処をするためのシステムが必要と考えます。町民がスマホでまず無料のアプリを登録し、写真を付けてレポートを送るとウェブで公開され、行政や町民と情報を共有できる仕組みです。GPS 機能で自動的に場所の情報が特定されます。簡単なコメントを書き込めば状況が正確に伝わり、時間外であってもいつでも現場から通報できます。確実に迅速な現場対応に繋がります。

近隣自治体では安曇野市がこの無料のアプリケーション、「フィックスマイastreetジャパン」というフリーの無料ソフトを導入しております。通称「まちもん」と言われていますが、これによっていち早く道路の損傷が察知でき、事故等も防ぐことができます。このような観点からこのシステムを導入する考えはないか、町長にお聞きいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） スマホを使っての情報伝達やこちらへ発信していただくというシステムは、

道路に限らず自殺予防など、諸々の関係でご提案をいただいたケースがございます。

今回のケースは決して悪いケースではないし、導入した方がしないよりもベターという印象は持っておりますけれども、ただ、このシステムを導入したからマンパワーの道路パトロール等々は少し省略しても良いというほどの位置づけになるのか。大きな参考としてのものにはなっても、やはり依然として道路パトロール等々は従来と変わらず実施をしていくべきだろうというイメージを持っております。

その他、住民の皆さんからスマホではなくても実際に電話等で箇所を報告していただいたケースもございますし、もう1つは大きな主要道路については、路線ごとに業者さん等々へ委託をするということで管理を委任していく方法もあると思っています。費用の問題もあるでしょうが、担当課と相談をして、どのようにするか考えていきたいと思っております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） ちなみにこの無料のソフトですが、町民がスマートフォンにダウンロードするのは無料ですが、それを受け取る行政の方は有料でございます。それほど大きな財政負担にはならないと思います。利便性を考えるとこのアプリケーションは非常に便利であり、町民にとってはプラスではないかと考えます。

通告には教育長にも伺いたいと入れさせていただきました。同じシステムを通学路にも導入できないかと考えます。通学路の危険性ですが、バス通学の場合は比較的安全を確保されているので心配ないと思いますが、歩行や自転車通学の場合、例えば道路に陥没があつて自転車がはまり、転倒時のけがやタイヤのパンク、破損等の事故、またガードレールが損傷している場所に近寄った時、手足に怪我をすることも考えられます。そのような部分も写真を撮ってその地図データがくると、いち早く対応することができます。これは通学路の安全対策の上からも非常に有効と思いますが、教育長の見解をお聞きいたします。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） ご提案ありがとうございます。ただいまの件につきましては、今、町長

が申し上げたように町全体の検討の中で対応していきたいと思っております。

通学路につきましては、年に1回、教育委員会でも警察、PTA、それから学校関係者等々と点検をしております。ただいま議員がおっしゃったようなアプリを利用した場合も、もし登校時や下校時に子どもがそういう場面に遭遇しても、子どもがすぐそこでアプリで発信できるわけではありません。結局、保護者や近くの人に連絡して、そこからの対応ということになりますので、町全体との流れの中で検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 子どもがアプリにダウンロードして発信していただくことは想定はできませんが、かといって通学路を歩いていた子どもさんが、直接あそこの道路に穴が空いていたから何とかしてみたいなことを親の方へ伝えるかということ、そのような具合にもいかないのではないかと感じているところでございます。

通学路の安全確保という観点から、しっかり取り組んでいけばいい話でございますが、是非、導入を推進していただきたいと思っております。先ほど申しましたように、「まちもん」を導入している自治体の実績等を調査された担当課としてはいかがでしょうか。

○議長（清水満） 森建設水道課長。

〔建設水道課長 森佳也 登壇〕

○建設水道課長（森佳也） 導入している安曇野市さんに現状を問い合わせました。導入時にはアプリへの登録者数はあったものの、現在は60件ほどの登録であります。増えてはいないということです。

全国では、このシステムを11の市、1の町が導入しているということで、把握しているだけでは12件です。使用料につきましては、月4万5,000円から5万円ぐらいの価格で導入ができるということでもあります。

このシステムは、場所の確定とか写真での情報の伝達が速いのは確かですけれども、安曇野市さんに聞きますと、通報後、やはり職員が現場に行ってその状況を確認し、業者に発注なり自分たちで対応しているということで、システム上は今も町が電話で対応し、現場へ行って対

応しているということで、位置情報は早く確認できるわけですが内容的には同じかと考えております。

町の担当といたしましては、費用対効果を考えた中で今すぐという導入は考えておりません。また、先ほど通学路等の危険箇所の場合ですが、通報いただいた段階で早急に修理を心掛けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。このアプリケーションは、地図拡大することができますので、ピンポイントでその箇所が分かります。職員が見に行き、いち早く小さな穴ならインスタントアスファルトで補修ができてしまう。発見から1か月、2か月经ってしまうとその穴がさらに大きくなり、インスタントアスファルト等では補修できなくなり、かえって補修費用が掛かると思います。

今、回答がございました通報があってから職員が行くこと自体は、パトロールをしているのと同じというお話がございましたが、元々そういうもののアプリケーションだと思いますので、その辺は誤解の無いようにしていただければと思います。

費用対効果の面で行きますと、先ほど4万から5万円ぐらいというお話をお聞きすることができました。導入すべきと考えますが、町長に確認をさせていただきたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、課長から申し上げましたとおり、例えば穴が空いている道路を通勤途中で発見した。その人がアプリを使ったシステムで町に穴が空いているのをお知らせする。たぶん携帯電話で電話をするのは時間が掛かってうまくいかないというような中での便利さはあると思いますけれど、そういうのを誰かが見て、誰かが通報してもらわなければならないということには間違いのないわけです。スピードを求めて電話をしてくれない人が、電話はできないけれどもアプリを使ったシステムではできるというような価値はあるということがございますけれど、月4、5万、年間50万前後の費用を掛けてどうするか。先ほど担当課と相談をしてみ

たいと答弁をしましたが、ここで検討するというよりも、担当で申し上げたとおり、今現在の状況としては、まだ導入にそれほど詰まった状況にはないだろうと判断しております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。それでは次の質問に移ります。

交通安全対策についてお聞きいたします。町道には道路照明も無く、また有効幅員が5.5メートル以上ある道路でもカーブや不規則な交差点が相当数ございます。このような道路であっても、センターラインや外側線が消えたままになっているものが散見されます。

路面表示の白線は、夜間や雨の日、深い霧の日など、特に梅雨期の夜間には必要不可欠です。道路管理の観点から、管理総延長の中で外側線、またはセンターラインが必要な延長と、そのうち白線が設置されていない延長を把握されているかどうかお伺いをいたします。

○議長（清水満） 森建設水道課長。

〔建設水道課長 森佳也 登壇〕

○建設水道課長（森佳也） それでは町道の管理延長ですが、幹線道路全部で62路線、8万7,273メートル。その他道路1,182路線、41万1,468メートル。合わせまして1,244路線、49万8,737メートルが管理路線です。そのうち、5.5メートル以上の道路は、5万9,085メートルあります。

今おっしゃられた白線の必要箇所を把握しているかということですが、担当課としましては白線を引かなければいけない箇所については把握をしておりますが、総延長ということにつきましては把握しておりません。よろしく申し上げます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。私が一番危惧しているのは、川上の信号から夏川経由で天狗の館までの路線であります。急峻な上り坂で急カーブが連続しています。この路線は町外の人もかなり利用しております。深い霧の中を上っていく途中、カーブの中で目の前に石積が出てきたら大変危険であります。路面表示は除雪すると削られてしまうことは十分認識をしておりますが、ピンポイントで視線誘導標、デリネーター等を設置していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（清水満） 森建設水道課長。

〔建設水道課長 森佳也 登壇〕

○建設水道課長（森佳也） 私たちも再度現場を確認しましてデリネーターの有効活用が本当に  
図れるかどうか、また業者にもどういう物が良いか等検討させていただいて、危ない箇所には  
設置をしていきたいと思っております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。自分の中では大変危険な路線だと考えておりますので、現  
地調査をしっかりと対応いただければと望みます。交通安全対策については、路面表示、視  
線誘導標設置に取り組んでいただきたいと考えています。

次に、町道の歩道設置延長が増えていることは評価できます。モニターさんからの提言に、  
交差点付近の歩道上に雑草が繁茂していて視距改善などの対策を講じて欲しいとありました。  
歩道設置延長と歩道上や歩車道境界付近の雑草対策管理の現状をお聞きいたします。

○議長（清水満） 森建設水道課長。

〔建設水道課長 森佳也 登壇〕

○建設水道課長（森佳也） まず、町道の歩道設置延長ですが、幹線道路につきましては2万1,244  
メートル。その他道路につきましては5,487メートル。合わせまして2万6,731メートルの歩  
道が設置されております。

草刈等についてのご質問ですが、行政報告書の245ページの下段にも29年度の記載がされて  
おりますが、24件、多い所は3回ほど刈っておりますが、業者委託で600万ほど掛かっており  
ます。また、農地との隣接地の住民の方々のご厚意によっての草刈り、それから道路愛護活動  
事業として昨年は20地区で清掃、草刈りを行っていただいております。また、経費の削減等を  
考えまして、建設水道課職員全員で年2回ほどの草刈りと、係員が危険箇所につきましては状  
況に応じて随時対応しているところであります。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。特に通学路に指定されている歩道設置路線は、優先順位を

高めて実施していただくようお願いをいたします。

次に、通学路を指定する各学校長や教育委員会と道路管理者の協議等はなされているかをお聞きいたします。

○議長（清水満） 森建設水道課長。

〔建設水道課長 森佳也 登壇〕

○建設水道課長（森佳也） まず、道路管理者同士ですが、国道、県道の道路管理者とは情報の交換を随時しております。また、学校、PTA、各道路管理者、警察、それから教育委員会等で通学路の点検等を実施しているところであります。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。交通安全対策は命に直接関わる業務と考えます。万全の対策を講じていただきたいと思います。次の質問に移ります。

水源の保護について伺います。町では水源の保護に関し、平成18年制定の飯綱町自然環境保全条例及び道路施行規則において規定されており、規則第2条、第3条では、保健休養地開発における自然環境保全区域を掲げています。

この中で特に廃棄物処理施設、ゴルフ場、スキー場などは造れないように規制が掛かっています。しかし、事業者が拡大解釈をして開発するものによっては、事前協議等があれば対象施設として建設可能と考えられそうな規則が中にあります。また、その土地を買い取られてしまうようなことが懸念されます。水源の保護を目的とした時に、民有地に掛かっている水源は何か所ぐらいあるか伺います。

○議長（清水満） 森建設水道課長。

〔建設水道課長 森佳也 登壇〕

○建設水道課長（森佳也） 民有地に掛かっている水源ですが、牟礼の第1水源、大門川の取水1か所であります。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） その大門川から取水をしているという以外に、深井戸を掘ってそれを水源

とされていると伺いましたが、何か所ぐらいあるか、三水地区と牟礼地区と分けて教えていただければと思います。

○議長（清水満） 森建設水道課長。

〔建設水道課長 森佳也 登壇〕

○建設水道課長（森佳也） 深井戸ですが、現在使われていない予備で持っている水源も含めまして、牟礼には7水源、それから三水には3水源だと思います。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。大門川が直接的に水源として取水をされているということでありまして、条例の第6条、地下水採取の基準としまして、1として取水施設の深さが15メートルを超えるもの、2として揚水機の吐出口径が25ミリメートルを超えるものを定めております。民有地で個人や事業者が基準以下の装置で揚水することは可能かどうか伺います。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答え申し上げます。議員も先ほどからご質問の中で申されております牟礼地区の自然環境保全区域の関係ですが、まず少しこの話からさせていただきますが、自然環境保全区域については議員のおっしゃるとおり、現在牟礼地区のみを指定しております。指定方法ですが、字単位で指定をしております、牟礼ですと大字にして10、字ですと100を超える範囲が指定区域となっております。そのうち、農振農用地及び国有林を除いた地域が指定されているというのが現状でございます。

それで、今ご質問の揚水の関係ですが、取水施設の深さが15メートルを超えるもの、吐出口径が25ミリを超えるもの、要はどちらかでも超えればクリアはできない。例えば14メートルであって、吐出口径が24ミリであつたら規制上はOKにはなるわけですが、ただ自然環境保全条例のただし書に地質調査、または工事のためのボーリングを行おうとする事業者は事業計画を事前に届け出るというのがありますので、いきなり取水する場合は別ですが、その前のボーリング調査とか、あと地質調査を行うことが必要であれば、もう事前の届出が必要ということ



ですので、その部分でカバーはできると思います。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。平成18年制定の自然環境保全区域は、担当課長からご説明ありましたが、牟礼地区のみを指定しております。制定より12年が過ぎており、指定区域の見直しと、それから三水地区の追加をする考えはないかお聞きいたします。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答え申し上げます。今のご質問の件ですが、内部におきましても過去に検討した経緯がありますが、今のところ届出の関係などいろいろ中身を見ますと、現状で大丈夫ではないかということが推測されますので、今のところ追加指定する予定はございません。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 追加のお話は分かりましたが、区域の変更とかを考えてはいませんか。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） 今、答弁申し上げましたとおり追加指定をすることも考えておりませんし、牟礼地区の中の変更も今のところは考えておりません。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。過日、個人視察に職員の方にも同行していただきました。その際、指定区域の明示が見当たらなかったように思います。最近マナーの悪い山菜採りの人たちがごみを捨てていく、ポイ捨ての状態でございますが、そういう人たちにも分かるように自然環境保全区域の地図と明示を指定区域の入口等に設置する必要があると考えます。ある程度のデフォルメをされたような形でも良いと思います。看板の設置が必要と考えますが、この点については町長どんな感じでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。まず、自然環境保全条例というのは、どういう状況の中でこの条例を制定したのかということ、やはり経過を少し研究させていただければと思うわけですが、これが何で牟礼村にできたかと言えば、一時、非常に観光開発ブームが飯綱町に起きました。各地に3つも4つもゴルフ場開発問題が出てきたり、今度は大きな別荘地開発の申請など出てきたり、これを制御していくには、やっちはいけないというわけにはいかないし、どうすれば良いかという中で、自然環境保全条例は水源をかん養するというよりも、開発行為をするのに極めて厳しい制約をしたというのがその中身でございます。

深井戸を掘るにも、先ほど言ったとおり15メートル以上の井戸を掘ると言えばかなりの規制を受けるし、し尿等々についても、きれいにしても最後に水路に出す水は国で定めているよりももっと厳しい水質基準でなければ排水してはいけない。こういう厳しい規制をすることによって観光開発にストップを掛けたということが大きな目的になっているわけです。

当然のことながら、観光開発に適したような場所をどんどん指定していったので、農地や何かで既に利用している所は全然指定していないわけです。それは、そのような開発はあるわけではないということで指定していない。そういう経過の中で自然環境保全条例、またそれに伴う規則を制定してきておりますので、今のこの地域は自然環境保全条例の地域ですというのは、いわゆる植わっている植物などがとても大切に希少価値のある、また自然が素晴らしいそういう植生されている地域ですというイメージよりも、その下の地下の問題なので、表示をするということになれば、また皆さんに良い意味で分かっていただくとすれば、例えば人がいっぱい来るようなスキー場とか、ゴルフ場とか、温泉の辺りの所にでも、この地域一帯はこういう自然環境保全区域になっているというようなことを表すものを少しやれば良いという思いがあります。この場所は自然環境保全の区域指定になっている場所ですというものを、そこら中に立ててみても、現場に行ってみれば、山だらけでものすごい鬱そうたる林の所がそうなのかということになると思います。

そういう経過があるもので、今の看板という問題についても、そういう意味でお知らせをした方がよいというニュアンスであれば、それなりのPRを考えてみたいと思います。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。私が言いたいのは指定されている区域の入口、例えば林道とか、獣道まではいらぬとは思いますが、主だったそういった山菜採りを目的に来た人が、ここから先は環境保全区域だということを知ってもらう。車等で当然現場までは行きますが、そこから徒歩で山に入られる、そういった拠点のような所に明示していただければ良いのではないかと考えているところでございます。

さらに山に入る人たちが、ここから先は自然環境保全区域だからと、人の良心に訴える注意喚起の看板が適当と考えます。また、町の自然環境保全条例や保全区域については、私も含め町内外の方にはふだん知る機会も少ないのが現状ではないかと考えます。町で明確に地図の明示や注意喚起の看板で、ある程度のマナーは改善されると期待しますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答え申し上げます。今、町長からも答弁しましたとおり、環境保全区域という明示は、なかなか範囲的にも広いですので難しいと思います。

今、議員さんの提案にありましたマナーの悪さに対する喚起とか、そういう面につきましては、言い方は変わりますが、町では不法投棄防止と言いますか、ポイ捨て防止の立看板は設置しております。それと環境保全区域の明示とが一致するかしないかということはあるわけですが、本当にマナーを守っていただくためにも、必要な場所については地主さん等の要請があればする場合もございまして、あと町には不法投棄の監視員さんがいらっしやいまして、回っていただいているわけですが、そういうポイ捨て等の目立つ所については現在においても設置しているところがございます。ですので、今の明示も併せまして関係者等の意見を聞きながら、また必要となれば設置をしていきたいと考えております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。是非、地主さん等からそういったような迷惑を被っているといった場合には、積極的に取り組んでいただければとお願いをしたいと思います。

次に、飯綱町の水道水は不純物が少なく、塩素を多少入れ滅菌しているということを聞き、良質でおいしい水が水道から供給されていることを今回、現地調査で知ることができました。毎日、何トンもの水道水を職員4名で管理、運営していることに敬意を払いたと思います。職員の努力によって良質な水道水が供給されていますが、飯綱町の水道水がいかに良質であるか、データを基にして説明をいただきたいと思います。

○議長（清水満） 森建設水道課長。

〔建設水道課長 森佳也 登壇〕

○建設水道課長（森佳也） まず、水道係にありがたい言葉をいただき、どうもありがとうございます。

議員さんも現地調査でお聞きになったことと思いますけれども、先ほど塩素だけという話でしたが、検査機関の一般社団法人長野市薬剤師会で原水全項目調査を行っております。その中で水質基準に適合するもの、基準に適合以下、上質な水ということで、塩素の滅菌のみという所が5、6、7水源です。ただ、第1水源、大門川、それから第3、第4水源につきましては同じ深井戸ですけれども、塩素だけではなくてポリ塩化アルミニウムを投入して、ろ過処理をしているということで、全部の水が塩素のみということではございませんのでよろしく願いいたします。

浄水処理した水につきましては、当然のことながら水質基準に適合しております。適合した数値を申し上げます。まずペーハー値であります。基準は5.8以上8.6以下ということで、三水、牟礼とも7.7ということで基準以内。また、塩化イオンにつきましては、基準値が200ミリグラムパーリットル以下ということですが、浄水場につきましては3.9～25.6ミリグラムパーリットルということで、こちらも基準値以内。また、有機物につきましては3ミリグラムパーリットル以下ということですが、こちらにつきましても0.2～0.7の範囲であります。

あと、一般細菌ということで、溶媒して細菌の量、微生物の増殖できる微生物の量というのが、基準値では100シーエフユーパーミリリットルというものがあるわけですが、こちらにつきましては検出されておりません。また、大腸菌も検出はされていません。異臭、また味の基準ですが、異臭とか味も無味無臭の状況であります。色度につきましては5度以下ですが、飯綱町の場合は0.5度から0.7度。それから濁度の基準が2度以下ですが、飯綱町は0.1です。残留塩素の基準が0.1以上の基準ですが、町ではだいたい0.3～0.5を目標に設定しております。調査結果の中ではだいたい0.1～0.4の反応が出ているという基準値でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。専門的なお話でしたが、今の説明で良質な水道水を我々はいちだいでいるということを確認いたしました。

次にPRの件で、今、聞かせていただいた詳しいデータとは言いませんが、もっと町民の皆様や移住を希望する人たちに対して、そういったおいしい水が飲めるということ、活かす考えはあるかないか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 森建設水道課長。

〔建設水道課長 森佳也 登壇〕

○建設水道課長（森佳也） 今現在、PRと言いますか、ホームページに年間の処理項目、それから今の基準値以内という結果は載せております。

水道係といたしましては、水質基準に適合した安全、安心、安定に心掛けて水の提供をしているということで、これを活かした移住等のPRにつきましては、今後、他の町村のホームページ等を拝見させていただいて、良い方法があれば参考にして載せてくようなことを担当の方に申し伝えたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。私も今回調査させていただいて、今までは当然のようにこういった飯綱町の水を飲むことによって、ずっとおいしいとか、おいしくないとかということに関わらず、おいしい水をいただいていたという、通常考える一般的な話として、やはりおい

しい水ということを再認識することができました。

当然、長く住んでおられる方、また新しく飯綱町に移住をされてきた方々、また希望をしている人には、本当に都会の水源を利用している所と違って、飯綱町は本当に不純物も少なく、おいしい水も常時蛇口をひねると出るということを、できる限りアピールをしていただければと希望いたします。

今後とも良質な水道水を提供できる努力や、町にとって有効なPRを内外に向けてできる限り発信していただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（清水満） 原田幸長議員、ご苦労様でした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は10時55分にします。